

男女共同参画へ一歩いっぽ [パ・ザ・パ (Pas à pas)]

Pas à pas

No.
33
2019 October

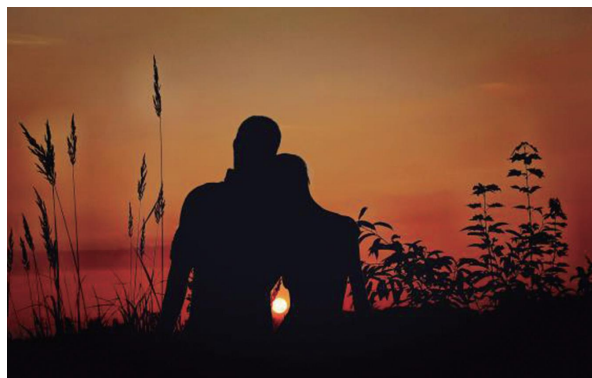


P2-7 DV特集

「あなたが当事者かもしれない」

P8-11 第3次静岡市男女共同参画行動計画を見直しました！

P12 パワハラ・セクハラ防止など各法律の改正



静岡市では、2018年に第3次静岡市男女共同参画行動計画を見直し、性に基づくあらゆる暴力の根絶に向け事業を拡大することとしました。(P10、11参照)

男女共同参画情報誌パ・ザ・パ33号ではDV(ドメスティック・バイオレンス)を特集することで、性に基づくあらゆる暴力をなくし、安心できるまち静岡を目指します。

自分や周囲の言動について再確認してみませんか。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは…

「配偶者(事実婚・元配偶者も含む)からの暴力」または、「生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力」のことを指します。

DVの種類

身体的暴力

- ・足でける
 - ・平手で打つ
 - ・髪を引っ張る
 - ・物を投げつける
- など

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
 - ・お金の用途を確認する
 - ・無断で借金をする
- など

性的暴力

- ・性行為の強要
 - ・避妊に協力しない
 - ・裸の写真を撮り、拡散する
 - ・見たくないのにポルノ雑誌やビデオを見せる
- など

精神的暴力

- ・大声でどなる
 - ・なぐるふりをしておどす
 - ・無視する
 - ・見下す
- など

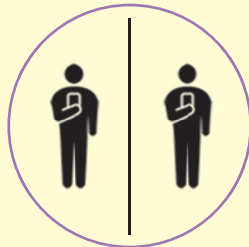
配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力も「デートDV」として問題になっています。

デートDVは、恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった者からふるわれる暴力のことです。現在、約10人に1人が恋人から暴力を受けたことがあると言われています。

なんですぐに電話に出ないの？

お前は使えないな

妊娠なんてしないから大丈夫だよ



お前ってほんとバカだし、デブだよな

他の女(男)と話したら別れるから

おごるのは当然だよな

平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査の中から DVに関連する内容を紹介します

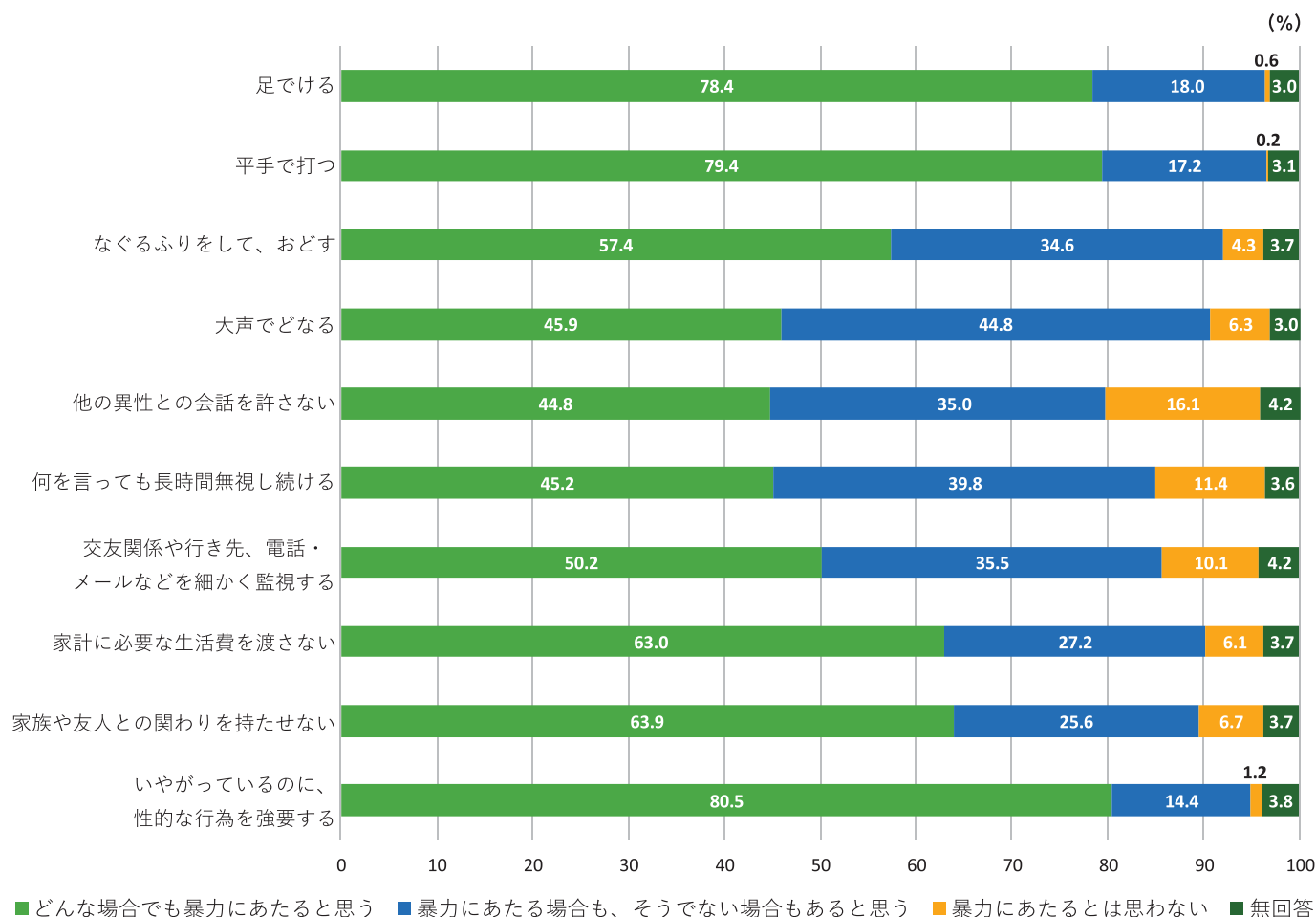
平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査とは

「第3次静岡市男女共同参画行動計画」の中間見直しにあたり、皆様のご意見などをお伺いし、参考資料とするために実施したものです。この調査では、静岡市内にお住まいの満18歳以上の方の中から無作為で2,500名を抽出の上、調査票を送付し、889名の方にご回答頂きました。本調査は、おおむね5年に一度実施しています。

質 問

あなたは、次のようなことが配偶者間で行われた場合、それを**暴力**だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えに近いものをお答えください。

※ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦も含まれます。



配偶者間で行われた行為のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合が高かった行為は、「いやがっているのに、性的な行為を強要する」が80.5%、「平手で打つ」が79.4%、「足でける」が78.4%、「家族や友人との関わりを持たせない」が63.9%、「家計に必要な生活費を渡さない」が63.0%となっています。

一方、「なぐるふりをして、おどす」、「大声でどなる」、「他の異性との会話を許さない」、「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」については、「どんな場合でも暴力にあたると思う」との回答が約5割を占めているものの、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もある」との回答も3～4割を占めており、**精神的な暴力**を暴力と認識していない人がまだまだ多いということがわかります。

若年層への性暴力として、「AV出演強要問題」、 「JKビジネス」が問題になっています！

AV出演強要問題

若い女性が本人の意に反していわゆるアダルトビデオへの出演を強要される問題
「タレントにならないか」とスカウトされて、プロダクションと契約すると実はAVの仕事だった。「仕事を断れば違約金」と脅されて、出演を強要してくる。

「モデルにならないか」「テレビの撮影に協力してほしい」「高収入バイトに興味はないか」等こうした甘い言葉で勧誘を受けた若い女性が、性的な行為の撮影などを要求されるケースが相次いでいる。

JKビジネス

女子高校生等であることを売りにして、男性への親密なサービス(会話や、散歩、マッサージ等)をする商売



実際のシチュエーション例

モデルやタレントに興味ない？



(やってみたいかも)



簡単に稼げるから
とりあえず事務所で話そう



(試しに行ってみようかな)



こんな誘いは悪質な
手口かもしれません!!

お困りの時は1人で抱えず、相談してみてください

**【AV出演強要問題、JKビジネス問題】については…最寄の県下28警察署生活安全課へ
少年サポートセンター(相談専用フリーダイヤル:0120-783-410)
県警ふれあい相談室(24時間)TEL:054-254-9110または「#9110」**

こんな日常会話で何か気になりませんか

ケース1 (友人との関係を細かく監視する)

どこ行くの？

友達とお茶してくるよ
昨日言ったわよね

友達って誰？

おとなりの〇〇さんよ

何時に帰ってくるの？

15時くらいかな

オレの昼ご飯は？

(なんで私の時はたくさん聞いてくるんだろう、お昼ご飯ぐらい自分で何とかしてほしいのに…)

ケース2 (デート中に相手におごらせる)

おいしかったね

雰囲気もいいし、
ご飯もおいしかったから
また来たいね

そうだね
今日も〇〇が
ごちそうしてくれるよね

お財布持ってきてないの
ごちそうさま

...

(なんでいつも自分だけが払っているんだろ、
たまには半分くらい出してきてほしいのに…)

ケース3 (子どもの問題を相手のせいにする)

〇〇(子どもの名前)、宿題やったのか
ゲームやってないで、先に勉強しなさい

〇〇(子どもの名前)が勉強しないで
ゲームばかりしているのはお前のせいだろ

(どうして私だけのせいなんだろう、
私たち二人の子どもなのに…)

ケース4 (他人の前で配偶者を非難する)

〇〇さんのお宅は△△さん(夫)が
家事に協力的でいいわね

そう？

うちはゴミ出しだけで家事したって言うのよ、
ほんとに出来ないんだから

(〇〇さんの前で言わなくてもいいのに…)



二人の関係は？DV危険度チェックシート

- なぐられる、けられる、胸ぐらをつかまれる、髪の毛を引っ張られる
- 気に入らないことがあると激しく怒られる
- 外出を禁止される
- 家の外に締め出される
- スマートフォンをチェックされたり、手紙などの郵便物を勝手に開封されたりする
- 大切にしているものを壊される
- なぐるふりや物を投げるふりをして脅される
- 仕事やプライベートで帰りが遅いと怒られる
- 「誰の稼いだお金で生活できていると思っているんだ」と言われる
- 相手の予定や都合を優先させないと不機嫌になる
- 「子どもに問題があるのはお前のせいだ」と言われる
- お金の使い方や着るものなどについて細かく管理される
- 「子どもを授からないのはお前のせいだ」と言われる
- 友人と連絡を取ったり、出かけたりするだけで浮気を疑われる
- 「自分が正しい」という態度で、反論や意見を言うことを許されない

チェックがひとつでもあったら、ふたりの関係を見つめ直してみませんか

私たちが今日からできることは何でしょうか？

- 被害者の安全の確保
※緊急の場合には警察110番へ
- 被害者に「あなたは悪くない」と伝える
- 被害者の話を聞いて、気持ちを受け止める
- 被害者を責めない、否定しない
- 加害者に「いかなる理由があっても、暴言や暴力はいけない」と伝える
- 加害者に「暴力克服のプログラム（カウンセリング）」を受けるように勧める



どんな事情があっても、暴力を振るうことは、決して許されません！

DV及び各種相談窓口のご案内

静岡市配偶者暴力相談支援センター

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
(年末年始、祝休日は除く)

お住まいの区

葵区 ☎ 054-221-1274

駿河区 ☎ 054-201-9126

清水区 ☎ 054-354-2335

静岡県女性相談センター

(配偶者暴力相談支援センター)

受付時間 毎日 9:00～20:00
(年末年始、祝休日は除く)

☎ 054-286-9217

メンズほっとライン静岡

受付時間 毎月第2・4火曜日 19:00～21:00
(年末年始、祝休日は除く)

☎ 054-274-0105

女性のための総合相談

受付時間 ①毎週火・水・金曜
10:00～13:00、14:00～18:00

②毎週木曜日 14:00～20:00

③毎週土曜日 10:00～13:00

※希望や必要に応じて面接相談を実施

☎ 054-248-1234

アイセルにじいろ電話相談

受付時間 毎月第2土曜日 14:00～17:00

☎ 054-248-2216

そのほかの相談窓口については下記HPをご覧ください。

https://www.city.shizuoka.jp/000_002130.html

静岡市 DVに関する相談窓口

検索



緊急の場合は
警察(110番)へ！

第3次静岡市男女共同参画行動計画を見直しました！

静岡市では、「ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか」の実現を目指して、平成27年3月に策定した第3次静岡市男女共同参画行動計画(計画期間平成27年度～令和4年度)に基づき、様々な取組を行っています。

平成30年度が計画の中間年にあたることから、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化をふまえ、計画の見直しを行いました。

平成30年度までの主な取組

★基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

情報誌等による男女共同参画の啓発 など

★基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

人権の尊重に関する啓発活動の実施、国際理解を深める講座の開催 など

★重点 基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進

男性の家事等への参画をテーマとしたパネル展の開催、働き方の見直し・休暇取得促進 など

◆「認めあうまち」における取組



男性の料理参画促進事業



男女共同参画情報誌「パ・ザ・パ」

★重点 基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

市審議会等への女性の参画促進、女性の活躍を推進する事業所の表彰及び周知 など

★基本目標5 地域における男女共同参画の推進

地域団体役員への男女共同参画の理解促進、男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する出前講座の実施 など

★重点 基本目標6 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 など

◆「活力あるまち」における取組



平成30年度
「多様な人材の活躍
応援事業所表彰」



女性活躍推進に向けた
「異業種交流会」

★基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備

多様な保育サービスの提供、高齢者を対象とした各種福祉サービスの実施 など

★基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

母子家庭等日常生活支援事業、外国人住民の生活支援事業の実施 など

★重点 基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV防止に関する講演会等の開催、配偶者暴力相談支援センター機能の整備 など

★基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援

各種検診の実施、学校出前講座による性教育の実施 など

◆「安心できるまち」における取組



「女性に対する暴力根絶」の
パープルリボン運動



学校出前講座

第3次静岡市男女共同参画行動計画、中間見直しにおける「成果指標」について

基本目標	項目	策定時 (H26)	H27	H28	H29	H30	中間目標値 (H30)	目標値 (R4)	実績評価
認識めざまし	基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し								
	指標1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性が優遇と感じる人の割合)	67.7%	—	—	—	74.4%	65%以下	60%以下	B
	基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進								
	指標2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (H25)	35.4% (H26)	39.0% (H27)	40.0% (H28)	44.5%	46%	60%	A
活力めざまし	基本目標3 男性にとつての男女共同参画の推進								
	重点 指標3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9%	—	—	—	62.9%	68%	80%	A
	指標4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合	15.9% (24年就業構造基本調査)	—	—	—	14.8% (29年就業構造基本調査)	12%以下	8%以下	B
	基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進								
重点 指標5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0%	31.5%	32.7%	32.4%	31.4%	36%	40%	B	
指標6 管理的職業従事者に占める女性の割合	12.9% (22年国勢調査)	—	—	—	16.0% (27年国勢調査)	21%	30%	B	
基本目標5 地域における男女共同参画の推進									
指標7 自治会・町内会における女性役員の割合	—	10.6%	—	12.1%	12.4%	15%	20%	B	
基本目標6 労働場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進									
重点 指標8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	44.5% (H25)	—	—	—	69.2%	62%	80%	S	
指標9 「職場」における男女の平等感 (男性が優遇とを感じる人の割合)	55.1%	—	—	—	49.3%	44%	30%以下	A	
安心できるまち	基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備								
	指標10 保育所待機児童数 (年度当初)	156人	141人	46人	40人	0人	0人	0人	A
	基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備								
	指標11 ひとり親家庭の親の非正規就業率	母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25)	—	—	—	10月調査実施 / 集計中	減少	減少	—
	基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶								
	重点 指標12 DV相談窓口の周知度	52.3% (H24)	32.7% (H27)	—	—	57.4%	76%	100%	B
指標13 夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合	足でける 平手で打つ なぐるふりをして、おどす	—	78.2%	—	—	78.4%	89%	100%	B
指標13 (補) 「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する市民の割合	—	74.0%	—	—	79.4%	87%	100%	B	
指標13 (補) 「足でけったり、平手で打たれる」を暴力として認識する市民の割合	—	59.0%	—	—	57.4%	79%	100%	B	
基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援									
指標14 子宮頸がん検診の受診率 (69歳以下)	44.7% (H25)	46.3% (H26)	45.9% (H27)	47.6% (H28)	44.5% (H29)	45%	50%	A	

◇ 実績評価について ◇

評価は、H30における中間目標値への達成状況を静岡市の行政評価の評価手法をもとに算出。(S～Cまでの4段階の評価)

評価区分(目安)

S (105%以上) : 期待を上回る / A (90%以上105%未満) : 期待どおり

B (70%以上90%未満) : 期待を下回る / C (70%未満) : 期待を顕著に下回る / — : 実施せず

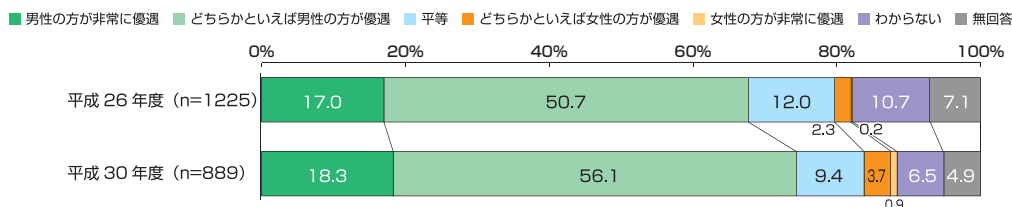
平成30年(2018年)度実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」「静岡市女性の労働実態調査」の結果について

基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

成果指標1 : 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感 (男性が優遇とを感じる人の割合)

結果 : 前回調査 (平成26年度) よりさらに「男性優遇」と感じている人の割合が増え、男性社会であるという意識が根強く残っていることがわかります。

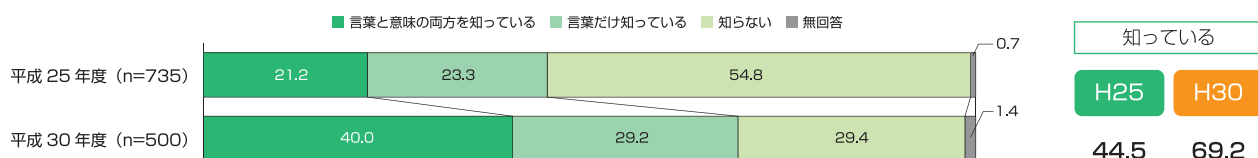
【社会通念・習慣・しきたりなどで】



基本目標6 労働場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標8 : 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度

結果 : 認知度はあがっているものの、「言葉と意味の両方を知っている」のは半数以下であり、企業における労働環境の改善とともに、従業員の知識・意識の向上も課題と言えます。



新体系図 (朱字部分は見直し後、追記や修正をしたところ)

体系図については、以下のように施策の方向性を修正等しました。

認めあうまち

基本目標

施策の方向性

1、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供	
	(2) 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実	
	2、人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	(1) 男女の人権の尊重に関する啓発及び教育の充実
		(2) 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進
		(3) 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
(4) 情報発信・受信における人権尊重と男女平等の推進		
3、【重点目標】 男性にとっての男女共同参画の推進	(4) 多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実 性的少数者	
	(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進	
	(2) 男性の地域活動への参画促進	
	(3) 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援	

活力あるまち

4、【重点目標】 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進	(1) 市審議会等への女性の参画促進
	(2) 市の女性職員の積極的登用
	(3) 事業所における方針決定への女性の参画促進
	(4) 女性の人材育成施策の充実
	(5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援
	(6) 女性の起業や再就職への支援
5、地域における男女共同参画の推進	(1) 地域の各種団体における女性の 方針決定 への参画促進 防災
	(2) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進と 連携 防災
	(3) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進
	(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
6、【重点目標】 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進
	(2) 事業所における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進
	(3) 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

安心できるまち

7、男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	(1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
	(2) 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実
	(3) 多様なニーズに対応した介護支援策の充実
8、生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援
	(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援
	(3) 貧困など様々な困難を抱える人への支援
	(4) 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備
	(5) 性的指向・性自認・性別表現等ゆえに困難を抱える人への支援 性的少数者
9、【重点目標】 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) DVを生み出さない社会づくりの推進
	(2) 身近で相談できる体制の整備
	(3) 被害者の安全確保の徹底
	(4) 被害者の自立支援の充実
	(5) DV防止推進体制の構築
	(6) 性にに基づくあらゆる暴力 の防止対策の推進 暴力
10、生涯を通じた男女の健康支援	(1) 性差やライフステージに応じた健康支援
	(2) 性や妊娠・出産等に関する理解の促進
	(3) 誰もが相談できる体制の充実

新規・拡充事業の具体的な取組

◆中間見直しにおける、新規・拡充の取組

＜基本目標5＞防災

- 地域団体の方針決定の場、自主防災活動やボランティアに女性の参画を促進するとともに、地域やNPO法人等との連携を強化します。
- 被災女性のニーズを把握し、女性支援の拠点として女性会館の活動を強化し、災害対応行う組織・団体と連携を強化します。

＜基本目標9＞若年層への暴力

- 近年のSNS等コミュニケーションの拡がりに伴い、JKビジネス等若年層を対象にした新たな形の暴力への対策を行います。
- セクシュアル・ハラスメント問題等、女性をはじめとした性に基づくあらゆる暴力の根絶に向け取組を強化します。

＜基本目標2、8＞性的少数者

- 学校、社会、生活等様々な場面において、性の多様性に対する理解を促進します。
- 孤立や悩みを抱える当事者や家族・関係者が相談できる体制や、気軽に集い気持ちを共有できる機会を提供します。

＜基本目標5＞防災への取組(拡充)

女性の自主防災組織等への参画促進、地域等との連携強化

- 地域の女性に向けた防災講座の実施

「防災」をテーマとした講座を実施し、地域の自主防災組織への積極的な参加を促す

女性会館の活動強化

- 女性会館における他都市の男女共同参画関連施設等との連携による情報収集
被災時の女性電話相談の開設、災害時の対応マニュアル整備



避難所運営ゲーム「HUG(ハグ)」の体験会



「女性のための防災講座」※女性会館主催

＜基本目標9＞若年層への暴力防止の取組(拡充)

- デートDVをテーマとした啓発冊子

「人と人とのよりよい関係をつくるために」と

「電話相談窓口紹介チラシ」を市立中学生に配布(私立は希望校のみ)

- 市内中学校等への出前講座の実施

- 「女性に対する暴力根絶の運動」においても、DV防止啓発と併せ、若年層に向けた暴力防止を呼びかける



駿府城公園
パープルライトアップ

パープルは「女性に対する暴力根絶」のシンボルカラーです。毎年11月12～25日までの2週間で「女性に対する暴力根絶」運動期間としています。



内閣府発行
「人と人とのよりよい関係をつくるために」

＜基本目標2、8＞性的少数者への取組(新規)

理解・啓発促進

- 担当職員向け研修
- 全職員向けe-ラーニング研修
- 職員向け窓口対応マニュアルの作成
- 啓発チラシ「LGBTってなあに」の配布
→市立中学校に配布(私立は希望校のみ)
- 市民向け「性の多様性」の理解啓発講演会の開催



アイセルにじいろ相談

当事者の困難解消

- 性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」
(当事者や家族等の抱える孤独や困難な状況を解消するための交流会)
- アイセルにじいろ相談の開設
(当事者や家族等の悩みを聞く専門電話相談)



「性の多様性」の理解啓発講演会の開催



にじいろカフェ

パワハラ、セクハラ防止など改正された各法律を紹介します

「女性活躍推進法」が改正 (令和元年6月5日に公布)

女性活躍推進法の目的

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

改正点

1、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大

2、女性活躍に関する情報公表の強化(労働者301人以上の事業主)

以下の各区分から1項目以上公表

- (1) 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

3. 特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設

従来の、女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い(プラチナえるぼし(仮称))を創設



パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が成立 (令和元年6月5日に公布)

ポイント

パワハラを次のように規定

- ① 優越的な関係を背景とした
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
 - ③ 就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)
- そしてパワハラ防止策をとることを企業に義務化
従わない企業には、厚生労働省が改善を求める
それにも応じなければ、厚生労働省が企業名を公表する場合もある



セクハラ等の防止対策も強化 (令和元年6月5日に公布)

※パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)に含まれる

ポイント

- ① セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化
- ② 相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の他社への協力
- ④ 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大



各法律を確認し、組織の体制を見直してみませんか

男女共同参画情報誌パ・ザ・パ市民編集スタッフ大募集！！

静岡市では、市民の意見を反映した男女共同参画情報誌を作成するため、企画編集、取材、記事作成、レイアウト等を行う市民編集スタッフを毎年募集しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。令和2年度については令和2年3月ごろに募集を開始する予定です。

- 任期 1年(4月から翌年3月)
- 応募資格 男女共同参画情報誌作成に興味のある市内在住、通勤、通学の18歳以上の方
- 編集会議及び謝金 年10回程度(主に平日昼間)会議1回出席につき、2,000円
- お問い合わせ 市民局男女参画・多文化共生課 TEL:054-221-1349
Eメール:sankaku@city.shizuoka.lg.jp

パ・ザ・パ 33号へのご意見・ご感想をお寄せください。